

日本公認会計士協会 説明資料

2025年2月12日

現状のサステナビリティ保証(検証)業務の状況

業務管理体制

法人の体制

- 財務諸表監査と同様の品質管理体制を構築 (ISQM適用)
- 品質管理の主な内容(業務のリスク管理、定期的検証、専門的見解の問合せの対応等)
- 各法人の品質管理システムに基づく審査を実施(契約受嘱(新規・更新)、業務)

人的体制

- 保証を行う部門全体の人数は監査法人ごとに異なる。
- 平均的な保証チームの人数は会社の規模や主題情報により増減する。
- 保証業務の責任者及び保証チームの現場統括者は、保証業務に係る高度かつ専門的知見・経験のほか、必要に応じて、財務報告及び財務諸表監査との相互関係についての理解等を有する者が実施

保証手続

- 計画(サステナビリティ情報の理解、手続策定、取締役及び監査役とのコミュニケーション等)
- リスク評価(サステナビリティ情報のリスク評価、内部統制の理解等)
- リスク対応(経営者確認書、実証手続等)
- 意見表明(業務実施結果を評価、保証に関する意見形成、審査)

保証範囲

- 現在、保証を行っている一般的なサステナビリティ情報: GHG排出量、GHG排出量以外の環境情報、社会関連指標等
- ガバナンス、リスク管理に対する保証の有無: 日本の実務において該当はないが、各監査法人が所属するグローバル・ファーム(特にEU)において、当該保証業務を実施(方法論の蓄積あり)

継続教育

- 法人の品質管理体制として、所属の公認会計士にサステナビリティに関する一定の研修を実施
- 各法人における研修設計にあたっては、JICPAサステナビリティ能力開発シラバスと整合性を確保することによって、業界全体としてサステナビリティ保証に必要な能力を担保する取り組みを進めている。

保証基準

- ISAE3000、ISAE3410等(将来はISSA5000)

倫理・独立性

- IESBAの倫理規程及びJICPAの倫理規則(秘密保持、役員等への就任制限等)